水産研究・教育機構 機関リポジトリ
FRA Japan Fisheries Research and Education Agency Institutional Repository

カタクチイワシ東シナ海　3. 漁業の管理

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2025-03-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三谷, 卓美, 若松, 宏樹, 牧野, 光琢 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013586

3. 漁業の管理

概要

管理施策の内容（3.1）

カタクチイワシ対馬暖流系群東シナ海区については、公的な許可制度や漁業調整規則により、インプット・コントロール（3.1.1　3 点）や一部のテクニカル・コントロール（3.1.2　3 点）が実施されているものの、TAC 対象種でなくアウトプット・コントロールは行われていない。また、生態系の保全施策では省燃油活動は実施されており（3.1.3.1　3 点）、保全修復活動では海浜清掃等に取り組まれている（3.1.3.2　5 点）。カタクチイワシは広域回遊資源であり漁獲量も多く、管理施策への関心が高まっている魚種である。

執行の体制（3.2）

管理の執行については、生息域をカバーした管理体制が構築され（3.2.1.1　5 点）、監視体制等も漁獲成績に関する調査取締以外は高く評価できる（3.2.1.2　4 点、3.2.1.3 5 点）。順応的管理に関しては、広域回遊魚種として水産政策審議会資源管理部会でも話題とされてきており、他の ABC 算定魚種と TAC 対象魚種との間に位置付けた（3.2.2　3 点）。

共同管理の取り組み（3.3）

集団行動については、許可漁業であるため漁業者は特定でき、漁業者は漁業協同組合、業種別団体、それらの連合会に組織され（3.3.1.1　5 点、3.3.1.2　5 点）、各県資源管理指針の下で資源管理計画等は実施され（3.3.1.3　3 点）、また積極的に経営や販売に関する活動がなされている（3.3.1.4　5 点）。自主的及び公的管理への関係者の関与も評価でき（3.3.2.1　4 点、3.3.2.2　5 点）、利害関係者の参画も水産政策審議会等への参加から評価した（3.3.2.3　5 点）。

評価範囲

①　評価対象漁業の特定

東シナ海区におけるカタクチイワシ対馬暖流系群は、主に中・小型まき網漁業で漁獲されているため、これら漁業（中型まき網漁業、小型まき網漁業）を評価対象とした。

② 評価対象都道府県の特定

農林統計(市町村別結果からの積算集計)によれば、本種については中・小型まき網漁業では鹿児島県、熊本県、長崎県での漁獲量が多く、2016 年ではこれらの県、漁業種類で東シナ海区の 80%を漁獲している。これらの県、漁業種類を評価対象として特定する。

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

評価対象県の評価対象漁業について、以下の情報を集約する。1）許可証、および各種管理施策の内容、2）監視体制や罰則、順応的管理の取り組みなどの執行体制、3）関係者の特定や組織化、意思決定への参画への共同管理の取り組み、4）関係者による生態系保全活動

3.1 管理施策の内容

3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

中型まき網漁業は法定知事許可漁業であり農林水産大臣が隻数等の上限を設定しその範囲で知事が許可する漁業である。小型まき網漁業も知事許可漁業で知事が発給する許可証によって操業する。これら漁業は公的にインプット・コントロールが成立していると考えられる。本種は TAC 対象種ではなく、アウトプット・コントロールは行われていない。以上により「インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている」が該当する。以上により 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、目標を大きく上回っている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている

3.1.2 テクニカル・コントロール

中型まき網漁業は昼間操業が一部禁止され沿岸域等での操業が距岸距離等で制限されている。集魚用の灯船隻数や光量が制限されている。小型まき網漁業も同様である。一部の施策が導入されていると評価した。以上により 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない	.	テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている	.	テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている

3.1.3 生態系の保全施策

3.1.3.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

まき網漁業による海底への影響はほとんどないと考えられ、海底環境への影響には特に配慮がなされてはいない（NA）。まき網漁業者の多くが構成員となっている浜の活力再生プランでは、船底清掃及び減速航行、集魚灯の適正利用、積載物の軽量化による燃油使用量の削減を図るといった省コスト化に繋がる省燃油活動を実施している地区が多い（阿久根地域水産業再生委員会 2016、牛深地区地域水産業再生委員会 2016、北九十九島地区地域水産業再生委員会 2014）。浮魚類を対象とした集魚装置の利用は、カタクチイワシ等を対象とするまき網漁業には該当しない。一定程度の施策が導入されていると評価する。以上により 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している	一部に導入されているが、十分ではない	.	相当程度、施策が導入されている	十分かつ有効に施策が導入されている

3.1.3.2 生態系の保全修復活動

これらまき網漁業に直接関連しては、海底の修復活動は必要としない（NA）。海と渚環境美化･油濁対策機構では毎年海浜清掃を鹿児島、熊本県、長崎県と共に実施している（海と渚環境美化･油濁対策機構 2017）。活発な活動がなされている。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
生態系の保全・再生活動が行われていない	.	生態系の保全活動が一部行われている	.	生態系の保全活動が活発に行われている

3.2 執行の体制

3.2.1 管理の執行

3.2.1.1 管轄範囲

中型まき網漁業は水産庁漁業調整課、九州漁業調整事務所の指導の下で各県知事が、小型まき網漁業は知事が管轄している。また、近年では広域回遊魚種として取り扱われ、広域漁業調整委員会等で管理のための協議が進んでいる。生息域をカバーする管理体制が確立して機能している。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
対象資源の生息域がカバーされていない	.	生息域をカバーする管理体制はあるが、十分には機能していない	.	生息域をカバーする管理体制が確立し機能している

3.2.1.2 監視体制

鹿児島県、熊本県、長崎県の中・小型まき網漁業では主に県が監督、取締りを実施している。国の漁業取締本部福岡支部（水産庁 2018a）、海上保安庁や県警と連携している。中・小まき網漁業の漁獲成績の報告率は 100%ではなく、漁獲成績の迅速な把握は不十分である。この点では調査取締体制は十分ではないが、相当程度の監視体制が維持されていると評価し、4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
監視はおこなわれていない	主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている	.	相当程度の監視体制があるが、まだ十分ではない	十分な監視体制が有効に機能している

3.2.1.3 罰則・制裁

知事許可漁業である中・小型まき網漁業ついても、漁業法、県の漁業調整規則に基づき刑事罰や許可の取り消し等が科される。罰則規定としては十分に有効と考えられる。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
罰則・制裁は設定されていない	.	罰則・制裁が設定されているが、十分に効果を有しているとはいえない	.	有効な制裁が設定され機能している

3.2.2 順応的管理

カタクチイワシのような複数の都道府県をまたがる資源については水産政策審議会資源管理分科会で、関係する国又は都道府県は、協議体制の構築等により適切な資源管理に向けた合意形成を図るよう努め、広域漁業調整委員会や関係者間により資源管理のあり方について検討を行うこととされた。これらの魚種については資源の状況が概ね安定している中で引き続き資源管理の方向性について検討する必要があると資源管理分科会でされており（水産庁 2017）、各府県資源管理指針でも中型まき網漁業等で資源、漁獲量の維持・安定あるいは更なる増大のため公的管理措置の遵守の他に休漁等の措置について取り組むこととされている。TAC 等対象種を除く他の ABC 算定対象種に先んじて順応的管理の仕組みが部分的にも導入されてきていると評価する。以上により 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない	.	順応的管理の仕組みが部分的に導入されている	.	順応的管理が十分に導入されている

3.3 共同管理の取り組み

3.3.1 集団行動

3.3.1.1 資源利用者の特定

何れの漁業も県知事からの許可証の発給により操業しており、公的に全ての漁業者は特定できる。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

全ての中型まき網漁業者と小型まき網漁業者等は共に地元沿海漁業協同組合に所属している。上部組合は各県漁業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会となる。中型まき網漁業者が大臣許可漁業の大中型まき網漁業者と共に県レベルの旋網の組合を組織している県もある（鹿児島（小型を含む）、長崎県）。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

鹿児島、長崎各県の中・小型まき網漁業については各県資源管理指針の下、漁業協同組合単位で休業の資源管理計画を実施している。漁業管理活動は一定程度の影響力を有していると評価した。以上により 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない	.	漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している	.	漁業者組織が管理に強い影響力を有している

3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

鹿児島県の中・小まき網漁業者が参画する鹿児島県漁業協同組合連合会は市場業務を担っておりイワシ類を含む青物も取扱っている。熊本県漁業協同組合連合会ではまき網漁業が盛んな天草地域で燃油の供給等を担っている。中・小型まき網漁業者の属する長崎県漁連においては長崎県まき網漁業協同組合とともに、操業の共同化や水揚げ物の付加価値向上を目的とした構造改革総合対策事業の五島中型まき網漁業地域構造改革プロジェクト（奈留町漁業協同組合五島中型まき網地域プロジェクト協議会 2010）を進めている。漁業者組織が全面的に活動していると評価される。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織がこれらの活動を行っていない	.	漁業者組織の一部が活動を行っている	.	漁業者組織が全面的に活動を行っている

3.3.2 関係者の関与

3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

年度の資源管理計画についての会合に出席し、同業種団体の役員会、総会、沿海漁協内での部会や理事会等へ参加している。浜の活力再生プランの中でも協議が必要となる場合がある。会議出席日数の具体的な情報は限られるが、12 日以上の会合への参加はあると考えられる。以上により 4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
なし	1-5日	6-11日	12-24日	1年に24日以上

3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

鹿児島県、熊本県、長崎県の海区漁業調整委員会には、まき網漁業が所属する沿海漁業協同組合から委員が参画している。日本海・九州西広域漁業調整委員会には長崎県からは北部海区漁業調整委員（まき網漁業が所属する沿海漁業協同組合役員）が、他県も各県海区漁業調整員会から道府県互選委員として参画している（水産庁 2018b）。近年カタクチイワシは広域回遊魚種としてその資源管理に一層の関心が持たれており、それを協議の対象とする水産政策審議会資源管理分科会には、沿海漁業協同組合の上部組織の全国漁業協同組合連合会理事が参加しいる（水産庁 2018c）。適切な公的管理への参画が確認されている。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	形式的あるいは限定的に参画	.	適切に参画

3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

カタクチイワシ対馬暖流系群を取扱う西海ブロック資源評価会議は一般傍聴を受付けている（水産研究・教育機構 2017）。本種は TAC 魚種ではないが水産政策審議会資源管理分科会では広域管理魚種として話題となるようになり、そこには委員、特別委員として水産や港湾の海事産業で働く船員等で組織する労働組合や釣り団体、流通業者、世界自然保護基金ジャパンからも参画している（水産庁 2018c）。各県に遊漁者等を含めた海面利用協議会があるが、協議内容からはカタクチイワシを対象とした主要な利害関係者が存在しない。ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与していると評価する。以上により 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	部分的・限定的には関与	.	ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与

引用文献

阿久根地域水産業再生委員会 (2016) 浜の活力再生プラン.
http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/pdf/kagoshima_akune.pdf, 2018/2/9.

北九十九島地区地域水産業再生委員会 (2014) 浜の活力再生プラン.
http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/pdf/1nagasaki_kitakuzyuku.pdf, 2018/2/9.

奈留町漁業協同組合五島中型まき網地域プロジェクト協議会 (2010) 改革計画書.
http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H220325_goto_naru.pdf, 2018/2/9.

水産庁 (2017) 我が国の海洋生物資源の資源管理指針.
http://www.jfa.maff.go.jp/form/attach/pdf/kanri-5.pdf, 2018/2/9.

水産庁 (2018a) 漁業取締本部の設置について.
http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/attach/pdf/torishimari2-3.pdf, 2018/2/9.

水産庁 (2018b) 日本海・九州西広域漁業調整委員会議事次第・委員名簿.
http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-64.pdf, 2018/2/9.

水産庁 (2018c) 水産政策審議会資源管理分科会委員・特別委員名簿.
http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/180227-2.pdf, 2018/2/9.

水産研究・教育機構 (2017) 我が国周辺の水産資源に関する評価会議の開催について.
http://www.fra.affrc.go.jp/shigen_hyoka/h29/index.htm, 2018/2/9.

海と渚環境美化･油濁対策機構 (2017) 平成 28 年度 海浜等の美化活動事例調査報告書.
http://www.umitonagisa.or.jp/pdf/mb21/report/28kaihintounobika.pdf, 2018/2/9.

牛深地区地域水産業再生委員会 (2016) 浜の活力再生プラン.
http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/pdf/1kumamotoken_ushibuka.pdf, 2018/2/9.